

3 調査対象とならなかった事例

令和6年度（2024年度）に処理した事例で、調査の対象外となったものは次のとおりです。

・市の仕事やそれに関わる職員の行為でない苦情（熊本市オンブズマン条例第6条）

市の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為に該当せず、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(1) 職員によるストーカー行為 職員が市外の店で待ち伏せし、ストーカー行為を行っていたことについて調査してほしい。
(2) 地域公民館でのカラオケの騒音 地域公民館のカラオケの騒音について、市に相談したが改善しない。騒音対策をしてほしい。

・オンブズマンの職務に関する苦情（熊本市オンブズマン条例第6条(5)）

「オンブズマンの職務に関する事項」に該当するため、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(3) オンブズマン制度における面談方法 オンブズマン制度において対面による面談を最善としたオンブズマン事務局の判断は、不当である。

・自身に直接の利害を有していないもの（熊本市オンブズマン条例15条(2)）

申立内容について、申立人自身が利害を有していないので、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(4) 人事課の評価基準 市の人事評価項目の客観的評価基準の策定と前年度の改善案、提案実績、改善実績の回答を求める。
(5) 境界立会いにおける委任状 委任状について口頭で良いと言った土木センターに対し、委任と委任状は違うと言ったが、回答しない。

・ 1年以上経過しているもの（熊本市オンブズマン条例15条(3)）

苦情の申立てに係る事実があった日又は終わった日から1年以上経過しているため、調査の対象外となったものです。

内容・申立ての趣旨
(6) ケースワーカーによる生活保護の世帯分離 夫婦で一世帯として受けていた生活保護を、ケースワーカーが勝手に個人ごとに分離した。

・ 調査が相当でないもの（熊本市オンブズマン条例15条(5)）

苦情の趣旨において、高度な専門的知見に立脚しなければ判断ができないため、例規の法的解釈の是非は判断ができないため、行政裁量の範囲内のものや政策的判断によるものであるため、他の機関の救済措置が相当であると認められるため、オンブズマンによる「調査が相当でない」と判断し、調査の対象外となったものです。

また、苦情申立ての趣旨に係る事実が不明瞭あり、調査の対象になるかどうかの判断ができなかったもの、及び、趣旨を特定するために何度も連絡を行ったものの申立人からの協力が得られず、趣旨が特定できなかったものも、オンブズマンによる「調査が相当でない」と判断し、調査の対象外としています。

内容・申立ての趣旨
(7) 児童相談所職員の対応 今まで受けてきた児童相談所の職員からの行為は、人権侵害だと考える。そのため、それらが正当なものだったか調査してほしい。
(8) 土地に対する固定資産税賦課及び差押え 市が土地泥棒している土地に対して固定資産税を課し、預金の差押えをした行為は許されない。このことにつき調査をしてほしい。
(9) 土木センター職員の対応 職員による聴取りを途中で打ち切った上席に対して、苦情を申し立てる。
(10) 担当課の相談記録簿の訂正記録 担当課の有する相談記録簿の訂正に関する記録の作成と開示を求める。

4 調査を中止した事例

令和6年度（2024年度）に処理した事例で、調査を中止したものは次のとおりです。

- ・調査開始後に調査の必要がなくなったもの（熊本市オンブズマン条例17条）

調査開始後に申立人自らが、申立ての取り下げを行ったことにより、調査を中止したものです。

内容・申立ての趣旨
(1) 共有地の固定資産税通知 市に勝手に共有地の代表者にされ、私だけに通知が届き、長年その固定資産税を全額支払わされた。